

○ 学校職員の修学部分休業及び高齢者部分休業について

(平成19年6月1日一部改正)

(平成21年4月1日一部改正)

(平成26年4月1日一部改正)

(令和元年5月31日一部改正)

教職第 88 号

平成17年4月1日

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長 様
各市町村教育委員会教育長

北海道教育委員会教育長

学校職員の修学部分休業及び高齢者部分休業について（通知）

地方公務員法（昭和25年法律第261号）の改正により新たに修学部分休業及び高齢者部分休業が導入されたことにかんがみ、北海道職員等の修学部分休業に関する条例（平成17年北海道条例第4号。以下「修学部分休業条例」という。）及び北海道職員等の高齢者部分休業に関する条例（平成17年北海道条例第5号。以下「高齢者部分休業条例」という。）が制定され、平成17年4月1日から施行されることとなりました。

については、今回の制度創設に伴い、学校職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下「職員」という。）に係る修学部分休業及び高齢者部分休業の取扱い等を定めましたので、事務処理を適切に行ってください。

記

第1 修学部分休業及び高齢者部分休業に関する制度の趣旨及び内容

1 制度の趣旨

修学部分休業及び高齢者部分休業に関する制度は、地方分権の進展等に対応した地方公共団体の公務の能率的かつ適正な運営を推進するため、地方公務員の任用・勤務形態の多様化を図ることを目的として、導入するものであること。

2 制度の内容

(1) 修学部分休業

ア 修学部分休業の承認

道立学校長及び市町村教育委員会は、職員が申請した場合において、公務の運営に支障がなく、かつ、職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときは、当該職員が大学その他の教育施設における修学のため、2年以内で、当該職員の1週間当たりの正規の勤務時間の2分の1を超えない範囲内で勤務しないこと（以下「修学部分休業」という。）を承認することができる。なお、修学部分休

業の承認は、必要とされる時間について、5分を単位として行う。

イ 修学部分休業の失効

修学部分休業の承認は、当該修学部分休業をしている職員が休職又は停職の処分を受けた場合には、その効力を失う。

ウ 修学部分休業の手続

修学部分休業の手続は、道立学校の職員にあつては別に定める要綱の定め、市町村立学校の職員にあつては当該市町村教育委員会の定めによる。

エ 給与の減額

職員が修学部分休業の承認を受けて1週間の勤務時間の一部について勤務しない場合には、その勤務しない時間について、給与を減額する。

なお、減額の対象となる給与の範囲は、給料の月額、教職調整額、調整手当、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）、管理職手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、義務教育費等教員特別手当及び特殊勤務手当でその支給額が月額で定められているもの（通信教育指導手当及び兼務手当を除く。）とする。

オ 期末手当の在職期間

期末手当の額の算定の基礎となる在職期間の計算に関し、部分休業取得期間（当該対象期間中の勤務しない時間をいう。以下同じ。）の2分の1を除算する。

カ 勤勉手当の勤務期間

勤勉手当の額の算定の基礎となる勤務期間の計算に関し、部分休業取得期間の全期間を除算する。

キ 修学部分休業の承認の取消し

道立学校長及び市町村教育委員会は、修学部分休業をしている職員について、退学、正当な理由がない休学や頻繁な欠席、当該職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合で当該職員の同意を得たときは、当該修学部分休業の承認を取り消すものとする。

(2) 高齢者部分休業

ア 高齢者部分休業の承認

道立学校長及び市町村教育委員会は、職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員が55歳に達した日後の日で申請する日から定年退職日までの期間中、当該職員の1週間当たりの正規の勤務時間の2分の1を超えない範囲内で勤務しないこと（以下「高齢者部分休業」という。）を承認することができる。なお、高齢者部分休業の承認は、5分を単位として行う。

イ 高齢者部分休業の失効

高齢者部分休業の承認は、当該高齢者部分休業をしている職員が休職又は停職の処分を受けた場合には、その効力を失う。

ウ 高齢者部分休業の手続

高齢者部分休業の手続は、道立学校の職員にあつては別に定める要綱の定め、市町村立学校の職員にあつては当該市町村教育委員会の定めによる。

エ 給与の減額

(1)のエと同様。

オ 期末手当の在職期間

(1)のオと同様。

カ 勤勉手当の勤務期間

(1)のカと同様。

キ 退職手当の算定

退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算に関しては、部分休業取得期間の2分の1を勤続期間から除算する。

ク 高齢者部分休業の承認の取消し又は休業時間の短縮

道立学校長及び市町村教育委員会は、高齢者部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合で当該職員の同意を得たときは、当該高齢者部分休業の承認の取消し又は休業時間（承認を受けた1週間当たりの勤務しない時間をいう。以下同じ。）の短縮をすることができる。

ケ 高齢者部分休業時間の延長

道立学校長及び市町村教育委員会は、高齢者部分休業をしている職員から休業時間の延長の申し出があった場合で公務の運営に支障がないと認めるときは、休業時間の延長を承認することができる。

第2 修学部分休業及び高齢者部分休業に関する制度の運用

1 修学部分休業関係

- (1) 道立学校の職員の修学部分休業の承認及び修学部分休業の取消しは、道立学校長が行うものであること。この場合において、承認及び取消し（その都度取り消す場合を除く。）については、道立学校長は決定前に教職員局長（教育職給料表の適用を受ける職員以外の職員については、総務政策局長。以下同じ）に協議し、承認を得るものとする。
- (2) 市町村立学校の職員の修学部分休業の承認及び修学部分休業の取消しは、当該市町村教育委員会の定めにより、市町村教育委員会が行うものであること。
なお、市町村教育委員会は、承認に当たっては、原則として、年度を単位とする場合は当該修学部分休業の承認を受けようとする年度の前年度の11月末までに、年度に満たない場合には当該修学部分休業の承認を受けようとする期間の2か月前までに、教育局長と協議するものとし、取消し（その都度取り消す場合を除く。）に当たっては、決定前に教育局長と協議するものとする。
- (3) 地方公務員法第26条の2第1項の「公務に関する能力の向上」とは、職員の能力の向上のうち、公務能率の向上に資するものをいうこと。
- (4) 地方公務員法第26条の2第1項の「公務の運営」の支障の有無の判断は、申請に係る期間における職員の業務の内容及び業務量、当該申請に係る期間について当該申請をした職員の業務を処理するための措置の難易等を総合して行うものであること。
なお、「業務を処理するための措置」とは、業務分担の変更や代替職員の採用等の措置をいうものであること。
- (5) 修学部分休業条例第2条第2項第4号の「これらに準ずる教育施設で任命権者が認めるもの」とは、学校教育法に定める教育施設以外で、職員がその施設において

修学することにより公務に関する能力の向上が期待されるものについて、北海道教育委員会が必要に応じて認めるものであること。

- (6) 修学部分休業条例第3条に規定する給与の減額方法については、「給与条例及び支給規則の運用について」（昭和44年5月1日付け44人委第308号北海道人事委員会事務局長通知）第6第1項第2号から第6号までの例によること。

2 高齢者部分休業関係

- (1) 道立学校の職員の高齢者部分休業の承認及び高齢者部分休業の取消しは、道立学校長が行うものとする。この場合において、承認及び取消しについては、道立学校長は決定前に教職員局長に協議し、承認を得るものとする。

- (2) 市町村立学校の職員の高齢者部分休業の承認及び高齢者部分休業の取消しは、当該市町村教育委員会の定めにより、市町村教育委員会が行うものであること。

高齢者部分休業の承認は、原則として年度を単位とすることが適当であること。

なお、市町村教育委員会は、承認に当たっては、原則として、当該高齢者部分休業の承認を受けようとする年度の前年度の11月末までに教育局長と協議するものとし、取消しに当たっては、決定前に教育局長と協議するものとする。

- (3) 地方公務員法第26条の3第1項の「公務の運営」の支障の有無の判断は、申請に係る期間における職員の業務の内容及び業務量、当該申請に係る期間について当該申請をした職員の業務を処理するための措置の難易等を総合して行うものであること。

なお、「業務を処理するための措置」とは、業務分担の変更や代替職員の採用等の措置をいうものであること。

- (4) 高齢者部分休業の期間は、当該職員が55歳に達した日後の日で、当該職員が申請した日から当該職員に係る定年退職日（北海道職員等の定年等に関する条例（昭和59年北海道条例第51号）に規定する定年退職日をいう。）までの全期間とすること。

なお、高齢者部分休業は、修学部分休業と異なり、その都度取り消すことはできないものであること。

- (5) 高齢者部分休業条例第3条に規定する給与の減額方法については、「給与条例及び支給規則の運用について」第6第1項第2号から第6号までの例によること。